



## 記 載 要 領

(1の欄について)

り災物件と申告者との関係欄は、あてはまるものを○で囲んでください。

(3の欄について)

1 り災別の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。なお、焼、消、爆の意味は次のとおりです。

(1) 焼 燃えたもの、熱で侵されたもの、煙で汚れたものなど。

(2) 消 消火するために壊れたもの、ぬれたもの、汚れたもの、運び出すときに落して壊れたもの、避難するときに壊したものなど。

(3) 爆 爆発により壊れたものなど。

(4) 記入欄が不足するときは、別紙としてください。

2 品名、数量および損害額の欄は、なるべく家具じゅう器の類、衣類、寝具の類、器具工具の類、書画、骨とう・美術工芸品、貴金属宝石類、設備機械の類、商品、製品・半製品、原料・材料、その他の別にまとめて記入してください。

[備 考]

(1) この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。

(2) この申告書は、動産のあった建物ごとに使用してください。